

(本規程の目的)

第1条 有限会社ムツミサプライ（以下「当法人」という。）が開設する「小規模多機能たらみ」（以下「本事業所」という。）が行う指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業所の目的)

第2条 本事業所は、要介護者及び要支援者について、その利用者の居宅への訪問又は利用者の通所、若しくは短期間宿泊させ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事、排泄等の介助その他の日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した生活を営むことが出来るように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供するサービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 3 本事業所は、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 本事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 小規模多機能たらみ
- ② 所在地 諫早市多良見町化屋 1234

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、本事業の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 1名（常勤兼務）以上
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに連携する居宅介護支援事業所、介護保険施設、病院との連絡及び調整を行う。
- ③ 介護支援専門員 1名（常勤兼務）以上
介護支援専門員は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。
- ④ 介護従業者
看護職員 1名（常勤兼務 1人）以上
看護職員は、利用者の介護及び心身の機能回復が出来るよう努める。なお、看護職員は上述の職務内容に加え、機能訓練指導を自ら実施し日常生活を営むに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための機能訓練を行う。
介護職員 8名以上
介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

(登録とサービスの利用定員)

第6条 本事業所の登録定員は、次のとおりとする。

- ① 登録定員 29名
- ② 通いサービスの利用定員 18名
- ③ 宿泊サービスの利用定員 9名

(営業日及び営業時間)

第7条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 365日
- ② 営業時間 通いサービス 9:00~18:00
訪問サービス 24時間
宿泊サービス 18:00~ 9:00

(サービスの内容)

第8条 本事業所で提供するサービスの内容は、次のとおりとする。

- ① 入浴の介助 ③ 日常生活の中での機能訓練 ⑤ その他日常生活上の世話
- ② 排泄の介助 ④ 相談、援助

(サービスを提供するうえでの方針)

第9条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者に自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行うものとする。

- 2 本事業所においては、利用者に対し介護従業者以外の者による介護を受けさせない。
- 3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第10条 本事業所は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めるものとする。

- 2 本事業所は、利用者が日常生活を営むうえで必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、利用者又は家族の同意を得て代行するものとする。
- 3 本事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(利用料等)

第11条

- 1 小規模多機能たらみを利用した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、利用料及びその他の費用の額は、小規模多機能たらみ利用料金表に準ずるものとする。(別紙1参照) 法廷代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額そのほか必要と認められる事項を記したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 2 宿泊室の利用中に設備・備品等を破損した場合は、改修に伴う費用の実費を利用者は負担するものとする。
- 3 利用料の支払い方法は、月毎に発行する請求書に基づき、当法人が指定する銀行口座へ振込、又は本事業所へ持参するものとする。
- 4 利用料は、次の算出方法に基づいて算定するものとする。
 - ① 費用の総額 = サービス単位 × 10.00円／単位 (円未満切り捨て)
保険給付額 = 費用の総額 × 0.9 (円未満切り捨て)
利用料 = 費用の総額 - 保険給付額

- ※ 当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。
 - ② 本事業所で提供する社会生活上の便宜のうち日常生活においても通常必要となる費用であって、それを利用者に負担させることが適當と認められる費用。
 - ③ オムツ代・理美容代などに関する料金は、利用者及びその家族と協議のうえ、利用者及びその家族で購入・支払・準備していただくものとする。
- 5 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者及びその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の署名捺印又は記名押印を受けるものとする。
- 6 サービスの内容及び料金その他の費用の額は、事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 本事業所の通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

通常の事業の実施地域：諫早市

(内容及び手続の説明、契約の締結等)

第13条 本事業所は、あらかじめ、利用者及びその家族に対し、運営規定の概要、従業者の勤務体制、利用料の額その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供開始について申込者の同意を得るものとする。

(サービスの提供を受ける際の留意事項)

第14条 利用者がサービスの提供を受ける際に留意する事項は、次のとおりとする。本条項の内容は、サービス提供の開始時に利用者に通知するものとする。

- ① 面会時間は午前9時から午後8時までとし、面会者は必ず従業者に届け出るものとする。尚、家族の宿泊に関してはこの限りではない。
- ② 本事業所の設備・備品は、本来の用法に従って大切に使用するよう努める。
- ③ 金銭の管理は原則として行わないが、日常生活に必要と思われる少額の金銭の保管管理については、必要に応じて相談があれば対応する。
- ④ 騒音の発生等、他の利用者の迷惑になる行為、およびペットの持ち込みは禁止する。
- ⑤ 本事業での宗教活動は禁止する。
- ⑥ 喫煙は所定の場所に限って認め、喫煙する旨を本事業所の職員に報告する。
- ⑦ 利用者による火気の取扱いは禁止し、本事業所の職員が管理する。

(受給資格等の確認)

第15条 本事業所は、サービスの提供を求められた場合には、その者が提示する介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要支援・要介護認定等の有無、及び要介護認定等の有効期間を確認する。

2 本事業所は、利用者が提示する介護保険被保険者証に、要介護等の認定又は指定居宅サービスの提供に関する介護認定審査会の意見の記載がある場合には、その趣旨及び内容に沿ってサービスの提供を行う。

(要介護認定申請に係る援助)

第16条 本事業所は、サービスの提供に際し要介護認定を受けていない利用者については、要介護認定等の申請がすでに行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には、利用者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう利用者を援助する。

2 本事業所は、指定居宅サービス計画が利用者に対して行われていない等の場合があつて必要と認める時は、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

(居宅サービス計画の作成及び給付管理業務の内容)

第17条 本事業所の計画作成担当者は、利用者的心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した居宅サービス計画を作成するとともに、利用者の同意を得てこれを交付するものとする。

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、市(法第42条の2第9項において準用する法第41条第10項の規定により法第41条の2第8項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画において位置づけられている指定居宅サービス等のうち法廷受領サービスとして位置づけたものに関する情報を記載した文章を提出しなければならない。

(介護計画の作成)

第18条 本事業所の管理者は、計画作成担当者に小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 計画作成担当者は、利用者的心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、本事業所の介護従事者と協議のうえ、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、利用者の同意を得てこれを交付するものとする。
- 3 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じた小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成し、利用者及びその家族に対し、計画の内容について説明するものとする。
- 4 小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、隨時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた介護計画を作成する。その他、地域における活動や外出の機会の確保に努める。
- 5 計画作成担当者は、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が小規模多機能型居宅会小計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行うとの連絡を継続的に行うことにより、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況を把握し、必要に応じて介護計画の変更を行う。

(協力医療機関)

第19条 本事業所は、利用者の病状の急変時に備えるため、協力医療機関及び協力歯科医療機関を次のとおり定める。

① 協力医療機関 慈恵病院 (諫早市多良見町化屋 995)

② 協力歯科医療機関 かわい歯科クリニック (諫早市多良見町化屋 803-9)

(衛生管理)

第20条 本事業所は、サービスを提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じる。

- 2 本事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 本事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 本事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 本事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時における対応)

第21条 本事業所の職員は、現にサービスの提供を行っているときに利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は第19条に定める協力医療機関へ連絡する等の必要な措置を講じるものとする

(事故発生時の対応)

第22条 本事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者(諫早市)及び当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

2 本事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(非常災害対策)

第23条 本事業所は、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に応する計画を策定するとともに、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して、非常災害対策を実施する。

- 2 防火管理者及び火元責任者には本事業所の常勤専従の従業者をもってあてる。
- 3 始業時、終業時には、火災危険防止の為、自主的に点検を行う。
- 4 非常災害用の設備の点検は、保守管理業者へ委託し、点検の際は防火管理者が立ち会う
- 5 非常災害用の設備は、常に有効な状態を保持するよう努める。
- 6 防火管理者は、本事業所の職員に対する防火教育、消防訓練を実施する。

① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）	年2回以上
② 利用者を含めた総合訓練	年2回以上
③ 非常災害用設備の使用法の徹底	隨時
- 7 その他必要な災害防止対策についても、必要に応じて対処する体制をとるものとする。

(利用者に関する情報の保険者への通知)

第24条 本事業所は、サービスの提供を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を保険者（諫早市）へ通知する。

- ① 利用者が正当な理由なくサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進したと認められるとき。
- ② 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(利益供与の禁止)

第25条 事業所は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(秘密の保持)

第26条 本事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。従業者が本事業所を退職した後も、同様とする。

2 本事業所は、サービス担当者会議等において、利用者またはその家族の個人情報を用いる場合には、あらかじめ文章によって利用者またはその家族の同意をえるものとする。

(調査等への協力)

第27条 本事業所は、提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために保険者（諫早市）が行う調査に協力するとともに、保険者からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(会計の区分)

第28条 本事業所の会見は、当法人が行うほかの事業の会計と区分して処理する。

(記録の整備)

第29条 本事業所は、設備・備品・職員及び会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、サービス提供完結の日から 5 年間保存する。

(虐待防止に関する事項)

第 30 条 本事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 本事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第 31 条 本事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 32 条 本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 本事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 本事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 33 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 本事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との

雇用契約の内容とする。

- 3 本事業所は、適切な指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか本事業所の運営に関する重要事項は、法人として本事業所の管理者との協議に基づいて定める。
- 5 本事業所は、この規定に基づいて重要事項説明書、利用約款を作成し、利用者及びその家族に説明し、あらかじめ同意を得るものとする。
- 6 本事業所は、全ての小規模多機能型居宅介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後6か月以内
 - (2) 繙続研修 年1回

附 則 この規定は、平成27年5月15日から施行する。

令和元年10月 1日改定

令和3年12月21日改定

令和6年4月1日改定

令和7年4月1日改定